

教育・保育施設 主食費助成の

ごあんない

上富良野町では、令和2年4月から認定こども園へ通う3～5歳のお子様のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯を対象に主食費の実費分を助成する制度が始まっております。

助成を受けるためには、まず認定のお手続きが必要となります。対象予定者の世帯には、町からご案内いたしますので、申請書類のご提出をお願いいたします。

対象世帯

- ▼ 町内認定こども園に通う3～5歳児（満3歳の1号認定児を含む）いる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。
※生活保護受給世帯は対象外です。

助成内容

- ▼ 各認定こども園で設定されている食費の実費負担分（月500円～1,500円）を助成します。

手続きの流れ

- ①町から対象予定者の世帯に認定申請のご案内をいたします。
- ②保護者のみなさまから給食費助成登録申請書類を町へ提出いただきます。
※世帯の課税状況を確認させていただきます。
- ③認定世帯に給食費助成登録承認通知書をお送りします。
- ④3月中旬までに給食費助成請求書をご提出いただきます。
※認定された期間分を一括請求させていただきます。
※世帯の納税状況の確認を確認させていただきます。
- ⑤認定申請により登録していただいた口座に助成金を4月末までにお振込みします。

申請先 問合せ先

保健福祉課子育て支援班 45-6987

教育・保育施設 延長保育料助成

のごあんない

上富良野町では、令和2年4月から認定こども園へ通う0～2歳（3号認定）と3～5歳（2号認定）で18時から18時30分の延長保育を利用するお子様のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯を対象に利用料を助成しております。

助成を受けるためには、まず認定のお手続きが必要となります。対象予定者の世帯には、町からご案内いたしますので、申請書類のご提出をお願いいたします。

対象世帯

- ▼ 町内認定こども園に通う0～2歳（3号認定）と3～5歳児（2号認定）で18時から18時30分の延長保育を利用するお子様のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。

助成内容

- ▼ 18時から18時30分までの延長保育料（1回につき100円）

手続きの流れ

- ①町から対象予定者の世帯に認定申請のご案内をいたします。
- ②保護者のみなさまから延長保育料助成登録申請書類を町へ提出いただきます。
※世帯の課税状況を確認させていただきます。
- ③認定世帯に延長保育料助成登録承認通知書をお送りします。
- ④3月中旬頃までに延長保育料助成請求書をご提出いただきます。
※1年分を一括請求させていただきます。
※世帯の納税状況の確認を確認させていただきます。
- ⑤認定申請により登録していただいた口座に助成金をお振込みします。

申請先 問合せ先

保健福祉課子育て支援班 45-6987

一時預かり事業のごあんない

急用で子どもを預かってほしい…

兄姉の学校行事などで下の子を預かってほしい…

通院や美容院、冠婚葬祭などの用事…

たまには子どもを預けてリフレッシュしたい…など

一時預かり事業をご利用ください。

体調が悪くてゆっくり休みたいという理由もOKです。



★ 一時預かり事業の実施日時

月曜日～土曜日

午前8時～午後5時 30分まで

日曜日、祝日、年末年始は、利用できません。

実施施設

- ▼ 認定こども園上富良野高田幼稚園
上富良野町栄町3丁目2番30号 ☎45-2446
- ▼ わかば中央保育園
上富良野町富町1丁目4番90号 ☎45-2074
- ▼ わかば愛育園
上富良野町旭町3丁目5番43号 ☎45-2803
- ▼ 上富良野西こども園
上富良野町泉町1丁目5番15号 ☎45-4072

利用対象児童

- ▼ 町内に在住する、就学前の集団保育が可能なお子さん

利用料

- ▼ 1時間まで…500円
- ▼ 2時間まで…1,000円
- ▼ 4時間まで…1,500円
- ▼ 4時間を超えると…3,000円
- ▼ 実費徴収…給食：300円 おやつ：1回50円
- ▼ 支払方法…利用する施設に事前にお支払いください。

※ 利用者の都合で利用を取り消す場合は、利用料をお返すことはできません。

◎令和2年4月1日から町民税所得割額非課税の世帯の方は1時間につき200円の助成を受けることが出来るようになりました。申請のお手続きは、保健福祉課子育て支援班(45-6987)までお願いいたします。

利用申込み

- ▼ 利用を希望する施設に、利用の前日までにお申し込みください。

※ 実施施設では、専任の職員を配置し、いつでもお預かりできるよう準備していますが、申込み状況により利用できない場合があります。前もって利用の予定があるときは、お早めにご連絡ください。

利用にあたってのお願い

- 年度ごとにはじめて利用するときには、家庭調査や食事アレルギー調査などを提出してください。
- 保育中に事故やケガがあった場合、お子さんの状態により、お迎えをお願いすることがあります。
- 保育中に発熱や嘔吐、下痢などの症状があった場合は、お迎えをお願いします。
- 当日の健康状態により、利用をお断りする場合があります。
- お子さんの保育にあたって、特別な配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

子育て援助活動支援利用料助成

のごあんない

上富良野町では、令和2年4月からファミリー・サポート・センター上富良野会員で0歳から小学校6年生までのお子様がいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯を対象に利用料を助成しております。

助成を受けるためには、まず認定のお手続きが必要となりますので、保健福祉課へお問い合わせください。

対象世帯

- ▼ ファミリー・サポート・センター上富良野会員で0歳から小学校6年生までのお子様がいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。

助成内容

- ▼ 児童1人1時間につき200円を単価とし、単価に当該児童が利用したサービスの時間を乗じて得た額
(例：3.5時間利用 200円×3.5時間＝700円助成)

申請先 問合せ先

保健福祉課子育て支援班 45-6987